



厚生労働省 神奈川労働局発表
平成 27 年 6 月 25 日

神奈川労働局 労働基準部安全課
安全課長 酒井康之
課長補佐 前田拓之
電 話 045(211)7352

報道関係者 各位

7 月 3 日に神奈川労働局長安全衛生表彰式を開催

神奈川労働局（局長 若生正之）では、平成 27 年度「安全衛生に係る優良事業場、団体又は個人に対する神奈川労働局長賞」の受賞者を決定しました。

本表彰は、労働災害防止、労働者の健康確保など安全衛生活動が他の模範と認められ、安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした事業場、団体又は個人に対し贈られるもので、本年度は、事業場 12、団体 1、個人 7 人が表彰されます。また、表彰式においては、厚生労働大臣表彰（奨励賞）の伝達も行います。

1 表彰式

日 時：平成 27 年 7 月 3 日（金）15 時 00 分～
場 所：横浜第二合同庁舎 共用第 1 会議室
（横浜市中区北仲通 5－57）

2 厚生労働大臣表彰

受賞者は別添資料番号 1 のとおり。奨励賞は安全衛生に関する水準が優秀で改善のための取組みが他の模範と認められる事業場又は企業に対する表彰

3 神奈川労働局長表彰

（1）受賞者

別添資料番号 2 のとおり

（2）表彰の種類

ア 優良賞（2 社）

地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場又は企業に対する表彰

イ 奨励賞（10 社）

地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組みが他の模範と

認められる事業場又は企業に対する表彰

ウ 団体賞（1団体）

地域の中で、安全衛生活動を活発に推進し、関係事業場の安全衛生水準の向上に顕著な功績があった団体に対する表彰

エ 功績賞（1人）

地域の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

オ 安全衛生推進賞（6人）

地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

表彰式取材申込み連絡先

神奈川労働局労働基準部安全課・健康課

TEL 045-211-7352（担当：前田・長田）

添付資料

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1 平成27年度厚生労働大臣表彰名簿 | (別添資料番号1) |
| 2 平成27年度神奈川局長表彰名簿 | (別添資料番号2) |
| 3 第88回全国安全週間リーフレット | (別添資料番号3) |

(資料番号1)

平成27年度 厚生労働大臣受賞者名簿			
	表彰の種類		受賞事業場
1	奨励賞	安全確保対策	株式会社ニューフレアテクノロジー

平成27年度 神奈川労働局長受賞者名簿

NO	表彰の種類		受賞事業場・受賞者・受賞団体名称
1	優良賞	安全確保対策	日本ゼオン株式会社 総合開発センター
2			株式会社えひめ飲料 東京工場
3	奨励賞	安全確保対策	クノール食品株式会社
4			飛島・村本・奈良建設共同企業体 (仮称)新磯子幹線口径1200mm 送水管新設工事
5			東光東芝メーターシステムズ株式会社 浮島事業所
6			追浜工業株式会社
7			山村フォトリクス株式会社 横浜工場
8			東レ・ダウコーニング株式会社 山北工場
9			キヤノン株式会社 綾瀬事業所
10			住電資材加工株式会社 横浜事業部
11		健康確保(有害物)対策	東芝ナノアナリシス株式会社 本社事業所
12		健康確保(健康保持増進等)対策	日本新薬株式会社 小田原総合製剤工場
13	団体賞		東芝横浜事業所安全衛生協力会
14	功績賞		うめざわ としお 梅沢 利雄 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部 副支部長
15	安全衛生推進賞		ほんだ ひろし 本田 弘 公益社団法人神奈川労務安全衛生協会 専任講師
16			みやけ ひとし 三宅 仁 神奈川産業保健総合支援センター 産業保健相談員
17			しらす よしお 白須 吉男 神奈川産業保健総合支援センター 産業保健相談員
18			かん ひでみ 菅 英美 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部 陸運防災指導員
19			わたなべ つとむ 渡邊 勉 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部 湘南分会 事務局長
20			もちだ たかし 持田 孝 公益社団法人神奈川労務安全衛生協会 厚木支部 安全部会長

第 88 回 全国安全週間

期 間：平成 27 年 7 月 1 日（水）～ 7 日（火）

【準備期間：平成 27 年 6 月 1 日（月）～ 30 日（火）】

（スローガン）

き け ん み か い ぜ ん
危険見つけてみんなで改善
い し き た か あ ん ぜ ん し ょ く ば
意識高めて安全職場

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 88 回目を迎えます。

労働災害のない、安心して働ける職場は、働く誰もが求めるものです。それぞれの事業場において、労使が協調して行われているいろいろな取組の積み重ねにより、労働災害が長期的に減少していることはご存じのとおりです。

しかしながら、平成 22 年以降の 5 年間のうち 4 年間は、労働災害の発生件数が前年を上回っており、特に平成 26 年につきましては、上半期に前年同期を大幅に上回る緊急事態となりました。このため、8 月に「労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策」を実施し、上半期の増加分を挽回しきれなかったものの、下半期の実績は前年同期を下回りました。

平成 27 年につきましては、緊急対策による労働災害の減少傾向を継続し、労働災害の発生件数を何としても前年を大幅に下回ること为目标にしています。厚生労働省におきましても、これまでの重点業種ごとの対策に加え、業種横断的な対策として、1 月には「STOP! 転倒災害プロジェクト 2015」を開始し、5 月には交通労働災害防止対策を展開しています。

皆様の職場におきましても、「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」のスローガンのもと、職場の全員参加で危険箇所を見つけ出し、必要な対策を講じますとともに、職場で働く一人ひとりの安全意識を高めて、安心して働ける職場づくりを達成いただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

平成 27 年度全国安全週間実施要綱について

①全般的事項

- ・安全衛生管理体制の確立
- ・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ・自主的な安全衛生活動の促進
- ・STOP！転倒災害プロジェクト2015
- ・交通労働災害防止対策 など

②業種の特性に対応した対策・特定の災害に対する対策の推進

(1) 製造業における労働災害防止対策

- ・機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非常作業に係る安全作業マニュアルの整備
- ・災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化 など

(2) 建設業における労働災害防止対策

< 全般的事項 >

- ・元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- ・足場に係る改正労働安全衛生規則を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底
- ・事業所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮 など

< 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策 >

- ・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
- ・職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用 など

(3) 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

- ・荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
- ・荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施 など

(4) 第三次産業における労働災害防止対策

- ・安全推進者等、事業場における安全活動の推進役の選任及び安全パトロール等の実施

(5) 林業の労働災害防止対策

- ・車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- ・間伐作業での安全対策の徹底 など

(6) 石油コンビナート等における爆発・火災災害防止対策

- ・化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
- ・特に改造・修理等の非常作業におけるリスクアセスメント等の徹底、特殊化学設備に対する過去のリスクアセスメント等の確認等

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html>

中央労働災害防止協会

<http://www.jsha.or.jp/campaign/anzen/index.html>

あんぜんプロジェクト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署